

## 平成 29 年度第 2 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 平成 30 年 3 月 27 日 (火)

13 : 00 ~ 13 : 35

場所 盛岡地区合同庁舎 講堂 C

## 平成 29 年度第 2 回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 平成 30 年 3 月 27 日 (火) 13:00~13:35

2 開催場所 盛岡地区合同庁舎 講堂 C

3 出席者

[私立学校審議会委員]

佐藤 勝 会長 須山 通治 委員 久保 榮子 委員  
鷹 背 文 昭 委員 室井 麗子 委員 酒井 久美子 委員  
今 西 界 雄 委員

[県]

佐藤総務部長 松本法務学事課総括課長 岡部私学・情報公開課長  
高橋主任主査 横田主事

4 欠席者

三 上 邦 彦 委員 新 宮 由紀子 委員 福 士 晴 美 委員

5 署名委員

須 山 通 治 委員 室 井 麗 子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

## 1 開 会

### ○高橋主任主査

ただいまから、平成 29 年度第 2 回私立学校審議会を開催いたします。主任主査の高橋でございます。議事に入るまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 2 出席者の確認

### ○高橋主任主査

会議に先立ちまして、委員の出席状況について御報告いたします。本日は、三上委員、新宮委員、福士委員が欠席されております。委員 10 名中、7 名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第 5 条により定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、佐藤総務部長から御挨拶申し上げます。

## 3 挨拶

### ○佐藤総務部長

総務部長の佐藤でございます。

平成 29 年度第 2 回岩手県私立学校審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいております。この場をお借りしまして深く感謝を申し上げるところでございます。

東日本大震災津波の発災から 7 年が経過いたしました。

県では、平成 30 年度を第 3 期復興実施計画に基づく復興事業の総仕上げの年と位置づけておりまして、復興の先も見据えた地域振興に配慮しながら、岩手の子どもたちの未来に向けて全力で推進していくこととしてございます。

平成 30 年度は次期総合計画の策定に本格的に取り組む年でもありますが、県民それぞれの幸福度を高め、希望が得られるような計画にして参りたいと考えております。

また、教育委員会におきましては、次期総合計画の策定に併せまして、教育分野における個別計画として、岩手県教育振興計画、現段階ではまだ仮称でございますが、これを策定することとしてございます。この計画について諮問されている岩手県教育振興基本対策審議会におきましては、私立学校の特色ある教育の推進についても御審議いただくこととうかがっております。

このような中、本県の私立学校では、平昌オリンピックでの活躍、あるいは、昨日、花巻東高等学校が春の選抜野球大会で勝利を勝ち取りましたけれど、各種スポーツの分野におきましても全国大会への出場、また、難関大学等への進学や県内就職の推進など大きな成果を上げていただいております。多様なニーズに応える私学教育に期待される役割はますます大きくなっていくものととらえてございま

す。

県といたしましては、私立学校の教育水準の維持・向上を図り、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育を推進するため、各種私学助成等を通じて、未来を担う子どもたちの教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。平成 30 年度当初予算におきましては、私立高校生に対する授業料減免補助の大幅な拡充を図ったほか、専修学校についても卒業生の県内定着を促進する補助金を新たに設けたところでございます。

本日の審議会では、幼稚園の廃止認可 3 件について御審議いただくこととしてございます。

委員の皆さまには、本県の私立学校教育の充実のため、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜るようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○高橋主任主査

佐藤総務部長は、別途業務の対応のため、ここで退席させていただきます。

### 4 議 事

#### ○高橋主任主査

それでは、これより議事に入らせていただきます。この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第 3 条第 1 項の規定により、佐藤会長をお願いいたします。

#### (1) 議事録署名委員の指名

#### ○佐藤会長

まず、最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。議席番号 1 番の須山委員と議席番号 6 番の室井委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

審議会につきましては原則公開となっております。本日の審議会につきましても公開することといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

#### ○佐藤会長

それでは、本日の会議は公開とさせていただきます。

なお、本日の会議録及び資料につきましては、ホームページに掲載されることとなっておりますので、念のため申し伝えます。

#### (2) 諮問事項の審議

##### 議案第 1 号 学校の廃止認可について

学校法人三育学院 盛岡三育幼稚園 (盛岡市)

**議案第2号 学校の廃止認可について**

**学校法人めぐみ学園 めぐみ幼稚園（盛岡市）**

**議案第3号 学校の廃止認可について**

**学校法人緑学園 みどり幼稚園（上閉伊郡大槌町）**

**○佐藤会長**

それでは、諮問事項の審議に入りますが、諮問事項は3件ございます。議案第1号、議案第2号及び議案第3号については、いずれも幼稚園に係る内容であり、関連いたしますので一括審議ということで進めたいと思います。学校の廃止認可について、事務局から説明をお願いします。

**○岡部私学・情報公開課長**

議案第1号、議案第2号及び議案第3号について一括して説明させていただきます。

まず、議案第1号、盛岡三育幼稚園の学校の廃止認可について、資料の1ページをご覧ください。

盛岡市にあります、盛岡三育幼稚園の学校の廃止認可について説明いたします。申請者は、学校法人三育学院でございます。

盛岡三育幼稚園は、昭和28年に設置認可を受けて以来、64年の長きにわたり、地域の幼児教育施設として多くの卒園生を輩出してきました。

廃止の理由でございますが、近年の少子化に伴う園児数の減少により、幼稚園の運営を継続していくことが困難であると、法人が判断したことによるものでございます。

廃止の時期は、平成30年3月31日でございます。

園児の処置方法でございますが、平成28年4月1日から園児募集停止を実施し、現在の全園児数は28名でございます。現在の5歳児13名は平成30年3月末をもって卒園し、小学校に入学するとともに、4歳児以下の園児15名は全て近隣の幼稚園、保育所又は幼保連携型認定こども園に転園いたすこととなっております。

教職員の処置方法でございますが、学校法人三育学院及び同法人の運営する他の学校に異動する者が3名、盛岡三育幼稚園跡地に別の者が新設を予定している保育所に就職する者が3名、契約期間満了に伴い退職する者が4名となっております。

校地、校舎等の処置方法でございますが、校地につきましては、盛岡三育幼稚園の閉園後に同地にて保育所の運営を予定している個人に売却される予定でございます。

また、校舎につきましては、当該個人に無償譲渡される予定でございます。

以上のことから、県といたしましては、盛岡三育幼稚園の学校の廃止認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

次に、議案第2号について、説明させていただきます。2ページをお開き願います。

盛岡市にあります、めぐみ幼稚園に係る学校の廃止認可についてでございます。

まず、廃止の理由でございますが、めぐみ幼稚園を設置する学校法人めぐみ学園では、現在設置する

幼稚園を、平成 30 年 4 月 1 日から幼保連携型認定こども園に移行することとしてございます。

現行の私立幼稚園が、新たに幼保連携型認定こども園として、その認可権者から認可を受けようとする場合、学校教育法における幼稚園の設置認可については、廃止する必要があることから、今回、廃止認可の申請がなされたものでございます。

廃止の時期につきましては、平成 30 年 3 月 31 日でございます。

なお、現在、めぐみ幼稚園に在園している園児につきましては、平成 29 年度末で卒園する園児を除き、新設される幼保連携型認定こども園に、引き続き在籍する予定でございます。

また、教職員の処遇につきましても、新設される幼保連携型認定こども園において、それぞれ引き続き雇用されることとなっております。

最後に、園地、園舎の取扱いでございますが、こちらについても、新設される幼保連携型認定こども園の園地・園舎として、引き続き使用される予定となっております。

以上のことから、めぐみ幼稚園に係る学校の廃止認可申請につきましては、認可相当と考えるものでございます。

次に、議案第 3 号について、説明いたします。

資料は、3 ページをお開き願います。

上閉伊郡大槌町にあります、みどり幼稚園に係る学校の廃止認可についてでございます。

まず、廃止の理由でございますが、みどり幼稚園を設置する学校法人緑学園では、現在設置する幼稚園を、平成 30 年 4 月 1 日から幼保連携型認定こども園に移行することとしてございます。

先程も御説明いたしましたが、現行の私立幼稚園が、新たに幼保連携型認定こども園として、その認可権者から認可を受けようとする場合、学校教育法における幼稚園の設置認可については、廃止する必要があることから、今回、廃止認可の申請がなされたものでございます。

廃止の時期につきましては、平成 30 年 3 月 31 日でございます。

なお、現在、みどり幼稚園に在園している園児につきましては、平成 29 年度末で卒園する園児を除き、新設される幼保連携型認定こども園に、引き続き在籍する予定でございます。

また、教職員の処遇につきましても、新設される幼保連携型認定こども園において、それぞれ引き続き雇用される予定でございます。

最後に、園地、園舎の取扱いでございますが、こちらについても、新設される幼保連携型認定こども園の園地・園舎として、引き続き使用される予定となっております。

以上のことから、みどり幼稚園に係る学校の廃止認可申請につきましては、認可相当と考えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

#### ○佐藤会長

一括して説明がございましたが、ただいまの説明に対し、御質問あるいは御意見がありましたらお願いいたします。

○今西委員

3園とも廃止認可については異存はないのですが、三育幼稚園の園地・園舎の処理方法について伺います。記憶違いだったら申し訳ないのですが、学校法人の土地、建物というのは、個人には売却できないのではないのでしょうか。というのは、例えば、私学振興会でお金をお貸しするときに、学校法人の土地、建物を担保にとって売却するのはふさわしくないという話が出ています。私の記憶では、学校法人の土地、建物を廃園の時に処分する対象となるのは、学校法人若しくは法人が所属している市町村と記憶しているのですが、そこはどうでしょうか。

○岡部私学・情報公開課長

市町村ですか。

○今西委員

もし学校法人で受け手がなかったときは、学校法人の土地、建物は市町村に属するというようになっていると記憶しているのですが。

○横田主事

この件については、財産処分ということで国に申請をし、認可を受けているものです。

○今西委員

では、大丈夫ですね。

○佐藤会長

今のお話はどういうことですか。

○岡部私学・情報公開課長

この幼稚園を建設する際に、補助金が入ってございまして、このため、学校を廃止するというところで、補助金返還がないかというところも国に申請しており、一部補助金の返還をすることにはなるのですが、売買についての手続きはもう既に済んでいるということでございます。

○佐藤会長

補助金が返還されたから、あとはフリーで売却してもいいですよということですか。

○岡部私学・情報公開課長

申し訳ございません。土地については宗教法人からの借地でございました。

○今西委員

それなら問題ないですね。

○佐藤会長

土地については宗教法人が売却し、あとは無償譲渡ということですか。

○岡部私学・情報公開課長

はい。

○須山委員

経緯が全然わからなかったのですが、質問の趣旨は、学校法人の土地は学校法人がということですか。

○今西委員

確かそういう規定であったと記憶していました。学校法人の土地、建物を民間には売却できないはずなんです。いま、宗教法人ということだったので、問題ないのかなと。

○須山委員

規定はあるのですか。

○今西委員

土地の所有者が宗教法人ということなので、そこに関しては問題ないと思います。これが学校法人だったら違うと思います。

○岡部私学・情報公開課長

すみません。すぐにお答えできないので、調べてからお答えいたします。

○須山委員

何が宗教法人なんですか。元々の所有者が宗教法人なのか、譲り受ける側が宗教法人なのか。

○横田主事

土地の元々の所有者が宗教法人です。

○須山委員

そうすると、校地については、議案に記載されている「売却する予定」というのは記載の間違いということですか。

○今西委員

宗教法人が個人に売却するということですよ。この土地は宗教法人の土地なので、それを個人に売却するということです。



○須山委員

資料の記載では、学校法人三育学院が所有している校地について、個人に売却する予定だとなっているんですよ。それが間違いで、学校法人三育学院が校地を所有していたわけではなくて、校地の所有者は別の宗教法人だということですか。

○岡部私学・情報公開課長

学校法人三育学院と宗教法人は関連があります。

○今西委員

三育学院が宗教法人の土地を借用しているんですね。

○岡部私学・情報公開課長

借用している校地です。申し訳ございません。宗教法人に返還するという記載となるべきでした。

○佐藤会長

学校法人は借地でもいいのですね。

○岡部私学・情報公開課長

借地で大丈夫です。

○佐藤会長

そうすると、借地であったものを廃園したから、元の所有者に返すということですか。

○岡部私学・情報公開課長

はい。

○佐藤会長

校舎自体の所有権は学校法人にあって、それは無償で譲渡する。これは今西委員、大丈夫ですか。

○今西委員

調べてみたほうがいいですね。

○岡部私学・情報公開課長

校舎は学校法人の所有で間違いありません。

○佐藤会長

それは無償譲渡で構わないんですか。

○今西委員

どうなんでしょうね。問題あるような気もしますが。

○横田主事

契約書の案まで全て文部科学省に示したうえで、財産処分については相当ということで回答をいただいております。

○須山委員

文部科学省が言ったからそれが正しいというのは問題があると思います。法にそういう規定があるのではないかという疑問があったのであれば、やはり法律に当たって、問題ないということを確認していただく必要があると思います。

○今西委員

宗教法人の土地なので、それを返してしまった場合には学校法人の建物は浮いてしまうわけですよね。そういう場合は無償譲渡でもやむを得ないのかなとも思います。

○須山委員

土地を売却する個人と無償譲渡する個人というのは何か関連のある方なんですか。

○横田主事

両方とも同じ個人でございます。

○今西委員

宗教法人ですか。

○横田主事

医療法人を運営している方です。保育所はその医療法人の関係者が三育幼稚園の跡地に建てるということでございます。

○須山委員

建てるんですか。

○横田主事

無償譲渡された建物を利用して保育所を設置するということでございます。

○佐藤会長

看護師さんや職員のお子さんをお預かりしますということなんですね。

○岡部私学・情報公開課長

帰属というのは、学校法人がなくなった場合ではないでしょうか。

○今西委員

学校法人の土地、建物を処分する場合は、学校法人若しくは学校法人が所属する市町村に限るとされているはずですが。

○岡部私学・情報公開課長

申し訳ありません。調べます。

○佐藤会長

これは保留するとして、そのほかに、ございませんか。

廃止そのものについては、このとおりでよろしゅうございますか。

○須山委員

もし法律に反しているとなった場合に、廃止認可でいいんですか。

○横田主事

廃止自体は、校舎があろうがなかろうが、幼稚園としては終わることになります。

○今西委員

廃止はいいと思います。問題は処分だと思います。土地、建物の処分が問題になるのであって、廃止認可については問題ないと思います。

○佐藤会長

廃止できないというのも困りますね。

学校法人、宗教法人というのは、出捐して、それが個人財産から法人財産になって、その法人は公的な機関ですから、誰もいないとなれば市町村に帰属するということになるんですね。

○今西委員

そうなると思います。

○佐藤会長

では、それを調べていただくようにお願いします。

○岡部私学・情報公開課長

わかりました。

○佐藤会長

廃止することについては、原案どおり認可するという事で答申したいと思います。よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

○佐藤会長

今日の諮問事項は以上の3件でございますから、次に報告事項に移ります。

報告事項の1、平成29年度第1回私立学校審議会答申について、事務局から説明願います。

○岡部私学・情報公開課長

お手元の報告事項資料の1ページをお開き願います。

平成29年度第1回私立学校審議会答申に係る審議事項についてでございます。

この資料にありますとおり、本年9月に開催いたしました審議会において、御審議いただきました1の中学校設置認可、学校法人龍澤学館盛岡中央高等学校附属中学校、2の学校の収容定員に係る学則変更認可、学校法人健康科学大学一関修紅高等学校、3の専修学校の目的変更認可、学校法人コアトレース岩手公務員専門学校につきまして、いずれも平成29年9月26日付けで認可いたしましたので、ご報告いたします。

○佐藤会長

これについては、何かご質問はありませんか。よろしゅうございますか。

それでは次に、報告事項の2をお願いします。

○岡部私学・情報公開課長

お手元の報告事項資料の2ページをお開き願います。

全国私立学校審議会連合会第72回総会の概要についてでございます。

この資料にありますとおり、10月26日、27日に石川県金沢市において全国私立学校審議会連合会第72回総会が開催され、佐藤会長にご出席いただきました。

概要は資料に記載のとおりでございますが、東北ブロックから提出した議題の私立学校の収容定員の遵守等については、第3専門部会で協議され、その中では、生徒の実員が収容定員を下回った場合に定員の見直し等の指導を行っているのは5道県、北海道、青森県、鳥取県、岡山県、福岡県であり、また、収容定員を一定程度超えた場合に是正指導を行っているのは31都道府県であるとのことでした。東北では、岩手県、山形県、福島県が是正指導を行っております。

私立高校の収容定員の認可申請に当たり、抑制的な対応を審査基準に明文化しているのは9道府県でございました。

以上のようなことが報告され、これを受けた意見交換におきましては、多くの都道府県で、定員超過に対して経常費補助の減額を行っておりますが、一方では、経常費補助の減額については、各学校の事

情を考慮する必要があり、安易に減額すれば教育の質の低下を招くおそれがあるなどの意見も出されたとのことでございます。

以上で報告を終わります。

○佐藤会長

これについて何か、御質問、御意見はございませんか。

○佐藤会長

いまの、東北ブロックから提案した定員の関係ですけれども、それが報告事項1の附属中学校認可の時にいろいろ議論されて、定員オーバーした場合には扱いをどうするかということで、指導を少し強めたという経緯があるわけですが、もし差し支えなければ、数字が固まっていればですけど、盛岡中央高等学校自体の今回の充足の状況、あるいはオーバーの状況というんですか、それがどうなっているのか、もし差し支えなければ。

○岡部私学・情報公開課長

まず、平成29年度の入学者におきましては、入学定員240人に対して、273名でございましたが、平成30年度の入学者は、入学定員240人に対し、これを若干下回る入学の予定でございます。人数については現在手続中ということでございます。

○佐藤会長

下回ることは确实だと。

○岡部私学・情報公開課長

はい。

○佐藤会長

それから、新しい附属中学校の定員に対して、充足率はどうですか。

○岡部私学・情報公開課長

入学定員70名に対しまして、入学予定者は55名でございます。

○佐藤会長

100%にはならなかったのですね。

○岡部私学・情報公開課長

はい。

○須山委員

入学者の実数ですよね。合格者を何名くらいにしているかわかりますか。

○岡部私学・情報公開課長

高校のほうですか。

○須山委員

両方。わかる範囲で結構です。

○岡部私学・情報公開課長

高校のほうですが、合格者はおよそ1,500人です。

○須山委員

それで240を下回っちゃうんですね。

○岡部私学・情報公開課長

そのようでございます。

中学校のほうは、およそ150名を少し下回っています。

○須山委員

そのくらいの合格者を出して、定員を下回ると。

○岡部私学・情報公開課長

失礼しました。合格者は100人を少し切る程度でした。

○酒井委員

現段階で入学者はまだわからないですよ。手続きをしたということですか。

○岡部私学・情報公開課長

そうです。はい。

○酒井委員

手続きしても辞退することもあるんですね。

○佐藤会長

5月1日の学校基本調査で確定するんですね。

報告事項と関係しませんが、私立高校の場合は難しいですよ。今のお話のように、いくらきちんと

とっていても公立高校に流れるので、そういうのを想定しながら、合格者を出すと。その結果、結構増えましたと言って、何人増えたから罰則ですということですから。

この辺りのことは指導によってということになると思いますが、苦しいところですね。

○佐藤会長

先程の財産処分の関係が、もしわかれば教えてもらいたいと思いますが。

ほかに何か事務局のほうから予定しているものはありますか。

○岡部私学・情報公開課長

特に議題はございません。

○佐藤会長

委員の皆さんから、この際何かありませんか。

○須山委員

先程の件については、あとで構わないです。

○松本法務学事課総括課長

学校法人が解散した場合については、財産の処分について、私立学校法の 50 条のあたりに規定されていて、その場合は残余財産については、国庫なりあるいは市町村なりという規定はありますが、廃止認可の場合というところについては見つけかねています。

今回の場合は幼稚園がなくなるだけということなので、認可のほうは問題ないです。

○佐藤会長

三育学院のほうは、当然、継続しているわけですね。

いずれにせよ、あとで教えていただくということにしてください。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。